

平成 31 年度税制改正要望事項

(公社) 鶴見法人会

一、歳入・歳出 税制・財政

I. 財政健全化（構造問題）

1. 短期的課題 健全化への道筋 “日銀の国債買い入れ” と “仮想通貨関連の法の再編及び新法の創設”

① アベノミクスの本質は日銀に 1 万円札を大量印刷させ国債を買い入れることである。日銀の国債買い入れは為替相場を円安にし、輸入品を高騰させることからインフレになる。円安により国の持つ米国債等、外貨資産が上昇する。国有地の価格もインフレにより値上がりする。結局、財政の健全化は国民が、財政赤字を増税で負担するか、インフレで負担するかという問題になる。日本の様に資源を輸入し加工・輸出している国では輸出時に為替の影響を受けるのは賃金である。円安・インフレで生活は苦しくなるが、ドル換算の賃金は安くなる。このため、輸出が増え、雇用が増える。賃金を取るか、雇用を取るかという問題でもある。

② 日銀の国債買い入れにはハイパーインフレを危惧した反対が多い。日本にはハイパーインフレで財政破綻を免れた過去がある。日本は敗戦でも破綻しなかった。ハイパーインフレで借金は事実上減少し、国有地・地金等の国有資産が暴騰したためである。日本は太平洋戦争前後の戦前から戦後までの 20 年間で、物価が 300 倍になったと言われる。現在、日銀は約 1000 兆円ある国債の内 400 兆円を買い入れたという。

1 万円札も日銀の発行する小切手と考えれば国の借金になる。“日銀の国債の買い入れは国債という借金を日銀小切手である 1 万円札という国の借金に変えているにすぎない。” 今、安倍政権はインフレ目標・年 2%、10 年で 20%（単利）としている。このため、ハイパーインフレが危惧されることになる。

財務省によると 2012 年末対外純資産は 296 兆 3150 億円、対外資産残高は 661 兆 9020 億円であるが、当時円は 1 ドル＝86 円 32 銭であり、現在は円安で対外資産は当時より増えた。また、日本は 2015 年 4 月に公表されているだけで 1 兆 2244 億ドル（147 兆円）の米国債を持つとされるが、出資比率が 50%未滿の国の支配下団体の米国債は連結財務諸表に記載されない。これも合わせると国は約 300 兆円の米国債を持つとも言われる。また日本は外国から借金をしていない。国民は銀行に預金し銀行が国債を買う。国民は間接的に国債を買っているため日本は国民から借金をしている。このため、日本はハイパーインフレの危険は少ないと言われる。

しかし、日本の国債買い入れによる円安には米国や中国の反発もあり限界がある。また、“国際化で企業は預金を海外に移し、年金生活者も高金利を求めて、預金を外債に替える。” タックスヘイブン（香港・シンガポール等）への資産家の移住も始まっている。金融資産空洞化による国内預金の減少が懸念される。

（ビットコイン等の仮想通貨についての検討） ※ 20 ページに説明のため一部同様な記述があります。

ビットコインは世界初の発行主体がない分散型通貨で中央銀行は存在しない。法定通貨は中央銀行や政府が、発行量を調節できるため、中央銀行や政府が発行量を調節する金融政策でその貨幣価値が変わる。このように法定通貨には政策リスクがあるが、仮想通貨には無い。新興国では大量の紙幣発行でハイパーインフレになることが多く、法定通貨よりビットコインのような仮想通貨の方が信頼されている。例えば、史上最大と言われるジンバブエのハイパーインフレは年 2 億 3100 万%を記録している。最初のジンバブエ・ドルは米ドルより価値が高く ZWD 0.68 = USD 1.00 であった。2015 年 6 月 11 日、ジンバブエ準備銀行は 17.5 京ジンバブエ・ドル以内の銀行口座預金を 5 米ドル、それを超える場合は 3.5 京ジンバブエ・ドル＝1 米ドルの為替レートで交換と発表し、同年 9 月の回収終了をもって、ジンバブエ・ドルを廃止した。しかるに、「ビットコイン等の仮想通貨はプログラム内のコードで発行上限を決め、取引履歴はブロックチェーンと呼ばれる台帳で検証される。仮想通貨は金融政策の影響を受けることがなく、市場原理により乱高下する。」

このため、個人資産防衛の機能と利便性から製品やサービスの支払いに使用され利用は拡大する。けれども、闇市場サイトでの非合法ドラッグの売買等犯罪に使われることも多い。パスワードを盗みとられることで大量の不正引き出しも起きやすい。仮想通貨の新法・会計基準・監査基準の創設が強く望まれる。

「仮想通貨の法整備が最も進んでいるのは日本で、中国の仮想通貨に対する厳しい態度と対照的である。」

（中国はビットコイン違法資金調達や詐欺等により 2017 年 9 月 30 日にビットコイン・人民元との交換を終了）従来、ビットコインの発展には電力の安い中国に集中していた。けれども、これからは『日本に仮想通貨の製造・販売が集中することで、日本が国際金融取引の中心になる可能性がある。』

また、今の仮想通貨の規模 15 兆円は将来 150 兆円程度に拡大すると言われる。国の歳出は歳入より約 20 兆

円多く不安があるが、仮想通貨により貨幣流通量が増えれば、歳出過剰の問題は一定期間棚上げになる。

2. 中・長期的課題

(1) 国際戦略特区

「国家戦略特区」は国際的なビジネス環境を造り、世界中から、技術・人材・資金を集める都市を造るために規制緩和を進めるというものである。制緩和の内容としては「都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し」「外国人医師による外国人向け医療の充実」「インターナショナルスクールに関する設置許可条件等の見直し」「首都圏空港の機能強化と都心アクセスの改善」「公立学校運営の民間への開放」等がある。

「国家戦略特区」では従来の特区には無かった税・財政の優遇措置も認められている。国際戦略特区には移民特区の提案が多い。しかし、移民で成功した国は無い。移民を受け入れた国は移民の融和に悩まされている。

(江戸の移民にはトラブルが無かった)

けれども、江戸時代の大都市は、地方から出て来た移民を大量に受け入れたが治安は良かった。江戸時代は言葉や文化の違いも大きく、地方から来た人間は移民と言える。江戸時代の都市制度は参考になる。江戸時代に於ける地方から来た人間の受け入れ先は時代劇や落語に出てくる長屋である。江戸時代の長屋の大家は地主の家屋敷を与り管理・維持に携わる管理人である。しかし、大家は町役人も兼ねる町の実力者で、あらゆる相談に乗り店子に慕われていた。江戸後期、大家は2万人いたと言われ、家賃の徴収や賃借の手続き、家の修理などの他に店子の出産、死亡、婚姻などの届出も行ってた。今で言う警察沙汰の事件、勘当・離縁等民事的な処理も請け負い、「大家といえば親も同然、店子といえば子も同然」とまで言われていた。町内警備を役割とした自身番も大家が責任を持つ。自身番は町内を見回り、不審者がいれば捕らえ奉行所に訴えたが、自身番屋の屋根には梯子や半鐘が備えられ火の番もしていた。このため、自身番屋には捕り物道具や火消道具が用意されていた。大家は現在の民生委員、区会議員・警察署長・弁護士・裁判官を兼任していたことになる。

しかし大家も無償で働いていた訳ではない。大家は長屋の管理人が本業であるが、長屋の共同トイレの管理もしていた。下肥問屋は大家から人糞を買い集めていた。この人糞売りが大家の良い収入になっていたらしい。

この大家を中心とした江戸時代の制度は移民問題解決のヒントになる。

(商店街を移民融和の要とすること)

今でも地域社会の要は商店街である。神社の祭礼も商店街が中心になっている。法人会・青申会・町内会・警察友の会・消防団の役員は商店街組合の役員と重なることが多い。商店街が地域社会を支える。商店街を構成するのは地元の小売店の店主達だ。移民が地域社会と融和するかどうかは彼等の努力に依って決まる。移民が地元商店街の店主達の利益になれば移民は成功する。移民の融和に貢献する商店街に消費税を免税にするのであれば、消費税の税率が上昇しても商店街は活性化し大型店舗に対抗できる。消費税特区内商店街の中小・小売店を免税にすれば商店街全体の集客力が高まる。商店街を活性化できる。移民が地元商店街の活性化に役立ち中小・小売店の店主達の利益になる。商店街の店主を江戸時代の大家の様にすれば良い。江戸の大家は家賃徴収、下肥売を役得とし、町内の住民と行政や司法との仲介業務を果たした。同様に、消費税免税と引き換えに商店街の店主に移民と行政や司法との仲介業務を担わせるのであれば移民も成功すると考える。

(2) 国際自由都市特区

規制が少ない国際自由都市、香港とシンガポールは繁栄している。このため香港とシンガポールをモデルにした自由貿易地域を各国が設置するようになった。日本でも昭和47年施行の沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号、平成10年改正)により「自由貿易地域」及び「特別自由貿易地域」が指定され、平成14年には金融業務特別地区と情報通信産業特別地区が設置された。沖縄県に集中して経済特区が形成されてきた背景には本土復帰以前から特区が存在していた歴史的経緯と米軍の施政権下で社会資本の整備が遅れ高失業率が続いていた同県の厳しい経済状況がある。とは言え、沖縄の経済特区(特別自由貿易地域、金融特区)は必ずしも機能していない。金融特区の不振の理由は現在の優遇措置(新設後10年間、事業所得の35%を法人税の課税所得から控除、特区内の法人税実効税率は設立後5年間で22.9%、設立後6~10年間では27.4%)が、国内では優遇であっても、香港の法人税実効税率16%、シンガポール(大半の会社の実効税率は10%以下)と比較すればメリットが少ないことにある。また、沖縄は東京からも遠く、航空時間も香港とさほど変わるものでもない。つまり、税制優遇措置の中途半端と辺境にあることが不評の理由である。

このため、首都・羽田空港に隣接する大黒埠頭・川崎港・本牧埠頭の総合保税地域を自由貿易地域にしたい。現在でも総合保税地域内では手続を必要とせず外国貨物の移動ができる。外国貨物を積卸し又は蔵置するこ

とができる。外国貨物について加工、製造できる保税工場は関税等が無い。京浜地区であれば香港・シンガポールよりも税制優遇のメリットが少なくても、交通の利便性がこれを補う。自由貿易地域も成功すると考える。

(3) 国境を越えた市町村（姉妹都市）の連携による“姉妹都市税制”の確立

移民による治安悪化を防ぐには送り出し国と受け入れ国の市町村による姉妹都市提携が重要になる。年金生活者が物価の安い発展途上国での生活を選択した場合でも姉妹都市提携があれば実態を把握でき年金生活者を保護できる。文化の違いが移民トラブルの一因であるが、小学校の段階から互いの言語や文化等を学ばせることもできる。また、人口減少は先進国に共通し、将来、優秀な外国人の確保は困難になる。国境を越えた自治体の連携を急ぐ必要もある。国境を越えて税を分けあう姉妹都市税制は移民の融和・情報共有・移民確保にも有益である。

以上の様なことから地域での移民の受け入れ選択が望ましく、移民により増収となる税源と事業を基礎自治体に移譲することが必要と考える。この提案が実現すれば、税収増加や地域経済の発展の利益を移民受け入れ地の住民が受けられる。“移民を受け入れた地域住民が利益を得ること”が移民対策の要である。

II、 社会保障費の財源確保

1. 短期的課題 公的年金のあり方（税方式、保険料方式） 安定的財源の確保

公的年金は税方式が望ましい。徴収を歳入庁で行えるため徴収が効率的である。しかし、積み立てた年金受給額は居住・市町村ごとに毎年、決定したポイントの累積で決定すべきである。住民が市町村の選択に、関心を持つことで各市町村間の競争が期待できる。

また、厚生年金と国民年金の積立金の管理・運用を行っている年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は、2014年10月31日から構成割合の目標値を国内株式25%、外国株式25%、国内債券35%、外国債券15%に変更した。つまり、低金利なため国内債券からリスクの高い株や外国債券に運用を切り替えた。けれども、年金積立金管理運用団体は資金を安全性の高い債券で運用するのが原則である。運用は外国債券までにし、リスクの大きい株の売買は控えるべきである。GPIFが株の売買を行うことは、国が株の売買をするのと同じである。

国策インサイダー取引の可能性も考えられる。国策に対する秘密情報を持つ国が、無力な個人投資家の資金を巻き上げることにもなりかねない。これでは国家の品位にも関わる。年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の株の売買については見直しを望む。

2. 中・長期的課題 持続的な社会保障制度の確立

税源と事業を自治体に移譲すれば、住民の努力で税制を変えることができる。住民は市町村の事業と税制改正を真剣に検討するだろう。市町村に税源と事業を移譲させる意義はここにある。

III、 行財政改革の徹底

1. 短期的課題 無駄の削減 地元企業グループと役所で構成する公共事業削減公開討論会の設置

公共事業費を減らす民間企業からの提案は重要であり、役所と公共事業費の削減について公開討論する場所が必要である。例えば、警視庁など全国十都県の警察本部から信号機の保守管理を請け負っている日本交通管制技術が数十億円の所得を隠し巨額の法人税を脱税していた。日本交通管制技術は元警視總監や警察OBを顧問や役員に迎え警察との深い関係を背景に業務を拡大した。交通関連設備を専門に扱い施工する企業とその関連企業の資本、役員、営業形態（入札）は現在に於いても極めて不透明である。規格を統一すればコスト削減になるが、既得権益を害するのか、それすらなかなかできない。公共事業費削減の提言を公開討論すべきだと考える。

2. 中・長期的課題 無駄の削減

(1) 天下り禁止の徹底

官僚に対する褒美に退職後の高給を民間に負担させるのが天下りである。民間も行政府とのパイプを求めて受け入れる。しかし、利益誘導がなされ国民が税金で負担することになる。天下り禁止徹底は当然である。

(2) 公務員の削減

議員歳費、義務教育費国庫負担金等の他の費用も計算に入れると、今でも公務員の人件費は約 40 兆円になる。IT 技術等による国と地方公共団体の業務共通化により民間企業並のリストラを求めたい。

(3) 内国歳入庁

税と社会保険料を一体的に徴収する「歳入庁」は公租公課徴収を一元化によって効率化し、徴収漏れを減少させる。米国の IRS 改革法は納税者の権利を保護することを主眼とし、納税者の権利保護規定が多数設けられた。租税の賦課・徴収の執行機関としての立場から、納税者へのサービス機関としての立場へ転換するために顧客にやさしい大規模な組織改革規定を設けた。我が国に於いても歳入庁に依る公租公課徴収の一元化が望まれる。

(4) 特別会計と公会計監査の改革

① 国または地方公共団体の官庁会計に於いて、特別会計は単一予算主義の例外

特別会計の財務内容を開示するものとして、財政制度等審議会財政制度分科会の法制・公会計部会に於いて、全ての特別会計を対象とした「新たな特別会計財務書類の作成基準」が纏められ、特別会計の財務内容に関するディスクロージャーの充実が進められているが、十分に機能していない。特別会計の問題点としては、特別会計が多数設置され予算全体の仕組みを複雑で分かり難く、財政の一覧性が阻害され、会計が分立することで予算全体としての効率性が損なわれることである。予算の議論は一般会計中心であり、特別会計について議論されることが少なく歳出の効率化が図られていない。一般会計からの繰入れや借入れのために、事業収支に於ける受益と負担の関係が不明確になり、適正な受益者の負担、事業収入の確保や歳出削減努力が疎かになっている。

② 特別会計が各省庁の既得権益の温床化している。

財政資金の有効な活用の検討、特別会計についての説明責任強化の必要がある。特別会計は固有の財源の有無に関わらず歳出の合理化、効率化に向けて着実な見直しを進めるべきだ。現在、会計検査院が公的な監査機関であるが他省庁への遠慮、気兼ねが目立つ。会計検査院の調査官の“官官接待”の問題もある。会計検査院の独立性を確立し、外部監査も必要に応じて行ない、会計検査院自体の検査も外部監査にする二重監査を望む。

③ 徹底したバランスシート監査を実現し、時価主義に基づく貸借対照表を中心とした公会計の確立を求める。

ネット上で国及び地方公共団体は入札や物品の仕入れ値等を公開し各専門分野の有知識者がチェック出来る様にする事を提案したい。更に、関連する地域社会にもネットで情報を開示し地域社会から常に監視出来る体制を確立したい。会計士、弁護士、各専門分野の専門家と地域社会のボランティアの融合による監査が、最良の公的監査になると考える。現在、会計検査院は、国会、内閣、裁判所から独立した地位が与えられている。しかし、議会との結びつきは強いとは言えないため会計検査院は議会に所属させ、その業務は議会からの要請を中心にすべきである。会計検査院と議会の結び付きを強固にする必要があると考える。税金の浪費を防ぐ個別事業、個別政策の経済性、効率性、有効性を分析するプログラム評価も提案したい。

二、 経済

I、 短期的課題

1. 当面の景気対策 中小企業の活性化

① 円安・輸出による景気振興 中小企業に有利な円安

実力以上の円高が中小企業を苦しめた。円高は日本への輸出価格を下がる。このため、大企業の海外移転、部品の国外転注が進んだ。円高による大企業の輸出減少も下請け中小企業を苦しめた。空洞化・海外転注は今も止まらない。下請け企業が海外の企業と競合するための円安政策を望む。

② 中立地帯税制の創設

中立地帯とは国境線を巡ってお互いに領有権を主張している地域を双方で統治するか、自治地域とした地域を言う。このため、北方領土や東シナ海一帯を中立地帯にし、日露及び日中で共同開発しようという提案もある。

また、日本には九州より広いと言われる米軍基地がある。基地内は日本ではなく米国である。米軍基地は治外法権で、固定資産税を払うこともない。日本人が嫌がる軍隊という 3K 労働を基地という特区で米国に委託外注しているという見方もできる。同様に米軍基地をモデルに発展途上国の労働者が働く中立地帯特区を検討したい。

特区は租税中立地帯とし、租税を 2ヶ国間で分け合えば、労働者の派遣元である発展途上国にも利益になる。また、I の 2 の (3) “姉妹都市税制” で、述べた 姉妹都市間の人間・資材の移動を自由化することで、増えた税収を都市間で分け合う税制も中立地帯税制の変形と考える。

中立地帯税制は外国へ移転した工場を特区内に呼び戻すことから、空洞化対策にもなる。

③ 輸出加工区

多国籍企業の誘致のための輸出向けの生産が行われる工業団地、輸出加工区は輸出指向工業化政策の中核を形成する。内部経済との関連が希薄な「飛び地」であり、国際港の隣接地などに工業団地が造成される。関税や法人税の減免、外資比率の規制緩和、利潤・配当の本国送金の自由化などの優遇措置が採られる。

④ 海外アウトソーシング

業務を国外のサプライヤーに委託する海外アウトソーシングは日常的な管理業務、顧客サービス、技術サポートなどの様々な非基幹サービス機能を遠隔地から提供することと定義される。海外アウトソーシングは IT 技術を使い、海外に居住する労働者に業務を行わせる。このため、自国の労働法の制約を受けない。アウトソーシング先の低賃金での労働サービスが受けられる。IT 技術は今後も進化する。将来は工場の工作機械を工員が外国から遠隔操作することも考えられる。将来は、多様なインタフェースを駆使する仮想現実（バーチャルリアリティ）が可能になる。仮想現実（バーチャルリアリティ）による作業は安全面で優れている。また、時差を利用すれば 24 時間、工場を稼働できる。けれども、海外アウトソーシングが製造業での単純労働にまで発展した時の影響は大きい。税制、雇用も根本的に考え直す必要がある。海外アウトソーシングにかかわる法人税、所得税を発注企業の属する国と受注企業の属する国で分け合うことも検討すべきではないかと考える。

II、 中・長期的課題 持続可能な経済成長

（農業と税を請け負う自由村）

農業は成長産業である。バイオエネルギーは環境に優しい。農業は経済成長の要になる。しかし、従来の農林水産省の農業政策が農民の自助努力を損ない日本の農業を衰退させた。ところで、江戸時代の年貢は村で上納を請け負う年貢村請制であった。村が未納者分を弁済する連帯責任を負うが、村で納める年貢はほぼ定額であったために農村における農業技術の改善、商品作物・酒・味噌等の生産、手工業・商業活動といった経済活動の成果に税が課されることはなかった。このため、新田開発を通じ江戸時代初期に全国で 1800 万石だった石高は、江戸時代中期には 2500 万石、後期には 3000 万石と倍増に近い勢いで拡大した。特にそれまで畿内などに比べ開発が遅れていた東北、関東、中国、九州などでは湖沼や干潟が新田開発され農地が大きく増えたという。農協等の地域共同体に事業と税を請け負わせるのであれば農業は成長できる。

三、 国と地方

I、 短期的課題

地方分権税制の確立(自治体、自治体連合への税源と公共事業の移譲)

税制改正の中心は市町村への事業と税源の委譲である。民主主義を発展させるために住民自治が重要である。各個人の理解と支持される税制を構築するためにも、自治体に税源と公共事業を委譲する必要がある。

(1) 市町村合併の利点と欠点

近年行政コスト削減のために市町村合併が盛んに行われた。合併の利点として「住民の生活行動圏に見合った行政サービスの広域化」「住民サービスの高度化」「地域づくりの進展」「行財政の効率化」「施設の効果的配置」「行政能力の向上」「行政の高度化・専門化」「大型事業の実現」「権限の拡大」等が挙げられる。しかし、欠点もある。合併後に庁舎の存在する中心地域は栄えるが、周辺地域は寂れる。公共事業は利便性のため中心地域が優先される。一方で周辺部に於いては公共事業が実施される機会が少なくなる。中心部と周辺部の地域格差が拡大する。歴史、文化、各種伝統行事といった地域の特徴も失われる。役所や公共施設への距離が遠くなり不便になるために行政サービスが低下する。町村から市に移行した場合、以前は安かった公共料金が合併で大幅に値上がりして住民の負担が増大することもある。行政組織が大きくなり議員数が減少し住民の意見が行政に反映し難くなる。「行政の大型化」と「役人の権限の拡大」による弊害が生じる。

(2) 横浜市、川崎市等の政令都市の行政区区長を選挙で選ぶこと

横浜市や川崎市のような政令都市の行政区は、東京の特別区とは異なり基礎自治体ではない。市から派遣される区長は市全体での利害で市の指示により行動する。横浜市、川崎市の場合、役所の権限は大きく、区民の意見が行政に反映し難い。しかし横浜市、川崎市の行政区は規模が大きく通常の市町村をも凌ぐ。行政区に、独立した権限を与えたほうが、地域は発展する。区民が区長を選び税金を使う行政サービスに意思を反映させる民主的な税制を構築するために、大都市における行政区長を区民が直接選挙で選ぶ制度を確立したい。

(3) 市町村連合

民主主義における税の基本はその使い道が住民によって決められることにある。けれども基礎自治体の人口が多くなればなるほど住民の意見が行政や税制に反映する機会が失われる。民主主義が形骸化し役人独裁になった。税制や行政への一人一人の意見が論議されることが民主主義の理想である。行政コスト削減は必要だが民主主義を守るために市町村合併ではなく市町村連合によるコスト削減が求められる。

(4) 多様な税制と行政サービスの選択

今後、日本でも多様な税制と行政サービスの選択が求められる。行政は基礎自治体が分担し、基礎自治体では出来ないものは多様な自治体連合で行うのが理想である。我が国においても民主的な小自治体を再生させ多様な自治体連合で補完させる制度を確立すべきである。

(5) 道州制の導入

道州制の議論では道や州に財政運営の権限や立法権を与える案も検討されている。中央集権国家を小国家の連合である連邦国家に変化させるという議論である。より良い税制を構築するためには連邦制が好ましい。中央集権国家は税制の独占企業であるという見方もできる。独占企業の社員が、競合企業が無いため怠惰になるのと同様に官僚も堕落する。国民は小国家である各州の税制が比較できることから優劣が判断できる。国民は移住によって税制を選択できる。官僚も市場原理が働く方が良い仕事をする。

四、 国税・地方税

I、 法人税

1. 短期的課題

① 租税特別措置の見直し（透明化法）

日本の税法は複雑怪奇である。租税特別措置の見直すことで簡素化したい。また、企業の国際化は急速に進む。各国は法人税率を引き下げることで企業を誘致する。我が国も対抗上、法人税率を下げる必要がある。

② 法人税における欠損金の繰り戻し期間の再考

平成16年度税制改正で、欠損金の繰越期間が5年から7年に延長された。しかし、現行の欠損金の繰り戻し制度は、対象期間が1年と成っている。これでは、欠損金発生年度の運不運に因って、長期的な納税額が変わってしまい不公平である。欠損金の繰り戻しもまた7年とすることを望む。

③ 退職給与引当金制度の復活

多くの中小企業は企業年金に必要な積立金を準備していない。低金利が続く、期待利息を下回ったためである。積立金では退職金を支払うことが出来ず、退職金倒産の危機にある企業も多い。

また、退職金を一時金として受け取る時に、退職金が企業年金から受け取る一時金よりも高い場合、企業には差額を支払う義務がある。このため、差額は企業の従業員に対する確定債務と考える。平成14年までであった退職給与引当金を要支給額まで従業員に対する確定債務とし、復活させることを望む。

2. 中・長期的課題 法人実効税率 20%以下にすること

節税は煩雑であり経費も発生する。法人実効税率を20%以下にすれば、煩雑な税金対策を避け本業に力を入れる企業が増える。法人税負担が下がることで経済は活性化し、課税ベースが拡大することで税収は増える。

II、 個人所得税

1. 短期的課題

(1) 少子化対策よりも移民を促進すること

人類全体では、人口の増加が問題になっている。世界的な人口増加は環境も破壊する。発展途上国の増加人口を先進国で受け入れる方が少子化対策よりも合理的である。少子化対策は先進国のエゴである。

(2) 給付付き税額控除

給付付き税額控除は税額控除を使って低所得者に給付金を支給するため国民全体に幅広く再分配ができる。生活保護のようなケース・ワーカーが必要無くなる。所得再分配が効率的に行われるため、コストが安い。

(3) 個人事業主 ”みなし法人課税” の復活

みなし法人課税とは事業主報酬部分については給与所得に係る収入金額とみなして給与所得控除を認め、みなし法人所得額に法人税率に相当する税率で課税する制度である。平成4年度に廃止されたが、税負担の公平のために”みなし法人課税”を復活させることを提案したい。

2. 長期的課題

(フラットタックスの提案)

ロシアで、フラットタックスを導入したところ、脱税や、とりわけ闇経済の資金が課税対象として把握でき税収が大幅に増えた。ロシアの成功以降、香港、シンガポール、ウクライナ、ルーマニアなど世界各国で導入が開始された。支出税が累進税率であるのに対し、フラット・タックスは税率が単一である。このため、税務手続きを大幅に簡素化できる。フラットタックスは支出税とキャッシュ・フロー法人税の欠点を解消するものとして考案された。フラットタックスは支出税であるとされ、その特徴は次の三点に集約できる。

1. 単一税率
2. 消費ベース課税
3. クリーンな課税ベース

フラットタックスでは累進性が弱まるが、累進構造を調整することで確保でき、したがって、付加価値税のような逆進性を批判されることがない。また超過累進課税ではなく、したがって所得を大きく得ても限界税率が上がるのが無いため、勤労意欲を削ぐことが無い。支出税が累進税率であるのに対し、フラット・タックスは税率が単一である。このことに因り税務手続きを大幅に簡素化できる。

また、所得税と異なり、人的な基礎控除以外の所得控除は全て廃止することで大幅に課税ベースが広がり、低い税率で税収が確保できる。また、所得控除の簡素化に伴ない申告手続きも大幅に縮小できる。申告書はハガキ程度の大きさに成る。簡素化に因って租税回避もある程度解消でき、貯蓄に対する二重課税が無くなると共に、投資額は全額課税ベースから控除されるので、投資の促進にもつながる。フラット・タックスは、法人・個人を通して課税は一回限りとし、二重課税の問題を解決した。また、法人事業であれ、個人であれ同じ単一税率が適用される。個人段階の課税標準は給与等、年金給付など現実の受取額に限定され、受取配当・利子・賃料には課税されない。寄付金控除、住宅ローン利子控除、医療費控除、雑損控除は全て無くなり、課税ベースが拡大する。一定の人的所得控除とゼロ税率段階を設けることで単一課税ながら累進性も確保できる。たとえば、課税最低限以下の所得について半分がゼロ税率となる場合、税率が19%であっても実効税率は半分の9.5%になる。人的控除の金額を調整することで、累進構造の調整ができる。

Ⅲ、資産課税

1. 短期的課題 事業承継税制の確立 相続税の改正

相続税は廃止すべきである。相続税が無い国も多く、資産家が海外に移住し国内にある金融資産が減少することもある。また、相続税は現金収入が無いのに課税される場合が多い。このため、相続税を支払うために金融機関から借入れをしなければならず相続人の負担が大きい。現在、相続財産の取得価格は被相続人が取得価格を引き継ぐが、相続税を廃止し、代わりに相続財産の取得価格を0円とし譲渡所得税を増やすことを提案したい。相続財産売却時に所得税を課税するので、現金収入と納税時期が一致する。また、親から財産を只で貰ったと考えるのは社会常識にも合う。しかし、相続税の廃止が出来ないのであれば以下の改正を要望したい。

(1) 基礎控除を5千万円に戻すこと

相続税の基礎控除は3千万円に変更された。しかし我が国の相続税の負担は外国に比べて重い。また今回の事業承継の改正により80%の猶予を受けられない共同の事業承継者は10%の評価減もなくなり増税になった。このままでは80%の猶予を受けられるたった1人の事業承継者に比べてあまりにも不公平である。せめて、80%の猶予を受けられない事業承継者だけに5千万円の基礎控除を認めて欲しい。

(2) 事業承継税制の改正

1. 中小企業の経営環境は厳しく、後継者がいないために廃業や解散せざるを得ないことも多い。そのため、平成20年10月から、自社株式の課税価格の80%を猶予する事業承継税制が施行された。事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度である。しかし、評判が悪かった。このため、「事業承継税制」を今後5年以内に特例承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象とし、以下のように抜本的に拡充された。

- ① (対象株式数・猶予割合の拡大) 納税猶予の対象となる非上場株式等の総株式数の最大3分の2までの制限を撤廃、納税猶予割合の引上げ(80%から100%)等の特例措置の創設。
- ② (対象者の拡大) 一人の先代経営者から一人の後継者へ贈与・相続される場合のみであったのを親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への承継も対象というように中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。
- ③ (雇用要件の弾力化) これまでは事業承継後5年間平均で雇用の8割維持が求められている。仮に雇用8割を維持出来なかった場合には、猶予された贈与税・相続税の全額を納付する必要があり制度利用を躊躇する要因となっていた。雇用要件を実質的に撤廃することにより、雇用維持要件を満たせなかった場合でも納税猶予を継続可能にしたこと (※雇用維持が出来なかった理由が経営悪化又は正当なもの認められない場合、認定支援機関の指導・助言を受ける必要がある。)
- ④ (新たな減免制度の創設等を行う) これまでは、後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税を納税するため、過大な税負担が生じうる。これを売却額や廃業時の評価額を基に納税額を再計算し、事業承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免し、経営環境の変化による将来の不安を軽減したこと。これまでは、相続時精算課税制度は、原則として直系卑属への贈与のみが対象であったが、事業承継税制の適用を受ける場合には、相続時精算課税制度の適用範囲を拡大することにより、取消し時に過大な税負担が生じないようにしたこと。

上記改革は評価できる。法人会の長年の要望が、きき入れられたという見方もできる。しかし、煩雑な手続きは今も残り、課税価格の猶予を受けられない事業承継相続人は通常の課税価格の10%控除も受けられない。

改革により対象者は拡大したが、最大で3人まで、である。

『相続税法と民法では株式の評価が違う。このため、民法(時価)での株式評価が高いと遺留分の問題が発生する。このため、事業承継には相続人全員の同意が必要になる。しかし、同意を得られず事業承継税制選択が、できないことも多い。すべての事業承継相続人に課税価格の100%を猶予し事業承継を容易にしたい。』

1. 「納税貯蓄組合」の再生と「エンジェル税制」の中小企業全体への拡大

(1) 今年の改正で、多額の相続税が重荷になっていた事業継承者の問題の多くは解消した。けれども、『相続税とは関係の無い一般相続人の事業承継』問題は残る。特に大企業が工場を海外に移す空洞化で、経営が悪化している町工場の事業継承が困難になっている。後継者もなく、廃業が絶えない。

財務省・国税庁も次のように公表している。相続税を課税される事業承継者は少ない。

* 2015年1月1日に相続税の基礎控除額が「3000万円＋(600万円×法定相続人)」に引き下げられた。当時の国税庁の発表によると2013年の相続税の課税対象となった人は“全体の4.3%”である。そして、財務省は今回の改正で相続税が『課税される人の割合は6%台』になると見込んでいた。*

ところで、地域社会を基盤とした江戸時代の税制は年貢・諸役を村単位で村全体の責任で納める村請制である。領主は村に徴税令書を発し、庄屋等の村役人は村内から年貢を徴収し領主に納税した。村請制度では村の人間が破産して年貢を出せなくなると村全体で負担することになる。このため、村全体で破産しないよう助け合い、後継ぎがない場合は村人達が後継ぎを探す等、村人が互いに支え合った。

事業継承には地域社会を活用した税制もよいのではないかと考える。

(2) 納税貯蓄組合の再生

明治時代の地租改正によって村請制度は解体したが、地域内での相互支援と住民相互の納税監視の組み合わせは今も残る。法人会と交流のある納税貯蓄組合もその一つである。納税貯蓄組合とは納税貯蓄組合法（昭和26年法律145号）に基づく団体で法制上『納税資金の備蓄を通じて租税の期限内完納を推進し、振替納税の普及拡大を事業目的とする』税務協力団体である。組合には、国税、県税、市税等の納税者が加入できる。全国の市町村の商店街や町内会、同業組合、企業等の納税者を構成メンバーとする「単位組合」を基礎単位とし、その上に市町村連合会、所轄税務署単位に地区連合会、更にこの地区連合会を構成員として、各都道府県に連合会が組織される。また、その上部団体として、全国12の国税局管内ごとに局連合会を設置し、これらを全国的に統一して、全国納税貯蓄組合連合会（全納連）が置かれている。平成29年3月末現在で2万4千納税貯蓄組合（単位組合）、組合員数は105万6千人である。

組合の創生期には納税貯蓄組合の組合活動は国（税務署）や地方自治体の税収確保に大きな効果をもたらすとされ、行政の支援もあり、組合は拡大した。しかし、今、納税貯蓄組合は時の経過と時代の変遷で、その存在意義を問われている。源泉徴収、振替納税が増えたことによる組合数・組合員数の減少、納貯共済手数料の減少、補助金・謝金等の廃止・減額、役員・組合員の高齢化等により衰退している。

しかし、次のような事例もある。

（納税貯蓄組合設立へ 税の納期内完納めざし）

投稿日：2016年9月16日 最終更新日時：2016年9月16日 カテゴリー：飯能←過去の飯能のニュース

飯能市内の税理士や医師が中心となって、来月にも「飯能市納税貯蓄組合」を立ち上げる。戦後、市内で頻繁に見られた各戸を巡回して組合員が税を直接徴収するようなことは行わず、あくまでも租税の納期内完納と納税意識高揚のための関連事業を推進する。取り組むのは、吉島一良さんを発起人代表にして税理士や医師の面々。予定では10月3日、ヘリテイジ飯能以設立総会を催し、承認を得る。所沢税務署管内では既に入間市で組織化され、今後、狭山、所沢市でも発足の方向という。納税貯蓄組合は納税貯蓄組合法（昭和26年4月施行）に基づいたもの。地域や事業所などの単位で組織化でき、同法施行直後から昭和50年代後半にかけ飯能市内では各所で組合が活動、収納率向上に大きく寄与していた。ただ、組合員に各世帯の納税情報が洩れたり、組合に市から支給される報奨金（後に廃止）などの問題が指摘。さらには口座振替などが浸透するにつれ、同組合はしだいに廃れ、現在、市内での活動実績はほとんどない。計画では組合事務局は飯能商工会議所に置かれる。

納税貯蓄組合に事業承継者への投資や貸付を含む支援事業を担わせるのも面白い。民法組合がエンジェル税制を申請することもある。エンジェル税制を後継者のいない中小企業に拡大し、納税貯蓄組合にもエンジェル税制により事業承継者を支援させれば、納税貯蓄組合もまた再生すると思う。

(3) エンジェル税制を後継者がいないことで廃業の危機にある中小企業に拡大すること

エンジェル税制とはベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対して税制上の優遇を行う制度で、投資した年に所得税の優遇措置、株式を売却して損失が発生した場合に所得税および住民税の優遇措置を受けることができる。エンジェル税制は民法組合及び投資事業有限責任組合経由の投資では都道府県へ申請し、認定投資事業有限責任組合経由では経済産業省へ申請する。ベンチャー企業への投資を促進するためだけでなく、後継者がいないため、株を売却する場合にも適用することを望む。

尚、エンジェル税制では個人投資家が当該株式について譲渡等を行うことによって利益・損失のいずれかが発生した場合に課税の特例が受けられ、損失が発生した場合に損失を翌年以降3年間繰越して控除できて、昔は存在した「創業者利益の特例」（3年以上保有した株を上場後1年以内に売却した場合には利益を1/2にするというもの）とエンジェル税制を組み合わせると課税対象利益を1/4（実質税率6.5%）に圧縮することもできた。それに、上場後1年以上経っていれば源泉分離課税も選ぶことができ、この場合の税金は、売却額の1.05%である。【上場等の日の3年超以前から保有する株式（平成12年4月から平成17年3月31日の間に取得したものに限り）を上場等の日以後1年以内に売却した場合】

今はこれらの特例は廃止。エンジェル税制は今もあるが、以前の制度に比べると貧弱な優遇なので新たな優遇税制が期待されるが、後継者がいないことで、廃業の危機にある中小企業の株式売却に適用し、復活することを望む。

（過去にあった「創業者利益の特例」と「エンジェル税制」の譲渡所得）

「創業者利益の特例」と「エンジェル税制」をダブル適用できる場合の譲渡所得の税額計算
 税額＝（売却価額－購入価額－売買にともなう経費）×1/2×1/2×26%＝売却益×6.5%

損失が発生した場合 [損失の翌年以降3年間の繰越控除]

翌年 2年目 3年目

例えば損失200万円の場合、3年間繰り越して利益から控除

平成15年1月1日以降は、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度が創設されたが、エンジェル税制として清算終了又は破産宣告による損失についての特例が引き続き利用可能。

具体的な事例

創業期の特定中小会社A、B、C3社に600万円ずつ投資を行った個人投資家Xさんが、

- 2年後に、A社が業績悪化の末、破産宣告
- 3年後に、業績が悪化したB社株を、200万円で売却
- 4年後に、C社が事業に成功し株式上場、5,000万円で売却した場合

① 特定投資株式、エンジェル税制の適用がない場合 4,400万円 × 26% = 1144万円

② エンジェル税制の適用がない場合 4,400万円 × 1/2 × 26% = 572万円

平成12年4月1日から平成20年4月30日前までの間に払込みにより取得をした特定投資株式については、その特定投資株式を譲渡した場合に、一定の要件に該当するときはその株式等に係る譲渡所得等の金額は、その2分の1に相当する金額となります。

出典：国税庁ホームページ（平成20年法律第23号による改正前の措法37の13の3）

③ エンジェル税制の適用がある場合 (4,400万円×1/2×1/2－600万円－400万円) ×26%＝26万円

◎ 税負担が、1144万円から26万円へ、1118万円軽減

〔対象となる個人投資家の要件〕

特定の中小・ベンチャー企業に投資する個人投資家で、金銭の払込により、対象となる企業の株式を取得していること。特定中小会社が同族会社である場合には、同族会社の判定の基礎となる株主グループに属していないこと等

〔対象となる特定中小会社の要件〕

創業期（設立10年以内）の中小企業者であること、試験研究費等の売り上げ高に占める割合が3%超であること（創立5年超10年以内の企業にあっては5%超）、大規模会社の子会社でないこと、未登録・未上場の株式会社であること、等。

（事業譲渡で利益が出れば売手企業に法人税が課税されるが、中小企業の事業譲渡は非課税とすること）

事業譲渡では、株式譲渡と違って、売却した会社に対して消費税も課税される。売却代金から土地など消費税対象外の資産を差し引いた額に、現在であれば8%の税率を掛けた金額が消費税の納税額の概算である。売却代金が高額になると消費税の負担も重くなる。仮に10億円の売却代金で消費税の非課税財産が1億円だとすると、納税額は7,200万円であり、消費税率が10%に引き上げられれば9,000万円にもなる。

株式譲渡は、個人または法人が保有する株式を売買することで、株主の地位を他者に移転させる手続きをいう。買手が法人であれば、対象会社は買手企業の子会社になり、そこで事業を継続することになる。

企業オーナー（個人）が株式譲渡を行う場合、株式の売却代金を得ることができるので、それをリタイア後の生活資金などに充てることができる。課税関係は、基本的には譲渡所得に対する20.315%（所得税・住民税、復興特別所得税）だけである。

※以下はエンジェル税制を適用した例であるが、後継者がいないことで廃業の危機にある中小企業にエンジェル税制を拡大すれば社会に有益であることがよくわかる。

- ・地域活性化の一翼を担う創業「あんずの里」千曲市の「杏を使った名産品による地域おこし」

- ・画像センシング等の大学の発明を実用化したベンチャー企業、アイデアクエストの例

慶應義塾大学理工学部が開発した生体画像センシング技術の実用化（アーム先端から赤外光を照射し、新センサーを使ったシステムで基部のカメラで撮影した画像から動きを解析し、画像センシングで睡眠中の呼吸を自動診断で呼吸状況を高精度に把握することを実現）で高齢者や乳幼児の見守りや無呼吸症候群の診断等を行うことのできる機器を開発。創業資金のための投資を投資会社や金融機関に求めたが、リスクが高いとの理由でことごとく断られ、エンジェル税制を活用し、エンジェル投資家からの出資を募り、14人のエンジェル投資家から6,400万円の出資を受けることができた例。

- ・株式会社アイデアクエスト（神奈川県川崎市）代表者：代表取締役 CEO 坂本 光広 氏

高齢者や赤ちゃんにやさしい診断・見守り機器の製品化を展開中。
事業に賛同する投資家の資金が大学発ベンチャーの立ち上げに貢献。

- ・被災から友人の応援と出資で再出発した例。

リーマンショックで廃業、東日本大震災で家財を喪失した事業家が、以前の仕事仲間から、加工商品を販売する「おいも王国」を2011年9月に設立。創業メンバーは被災して職を失ったトラック運転手などを加えた3人。会社設立に当たっては、友人が出資。調理機器などに必要な事業資金500万円を調達。友人の出資分はエンジェル税制で所得控除され投資負担が軽減され、取引先の会社からも出資を受けた例。

（4） 家族事業組合（FLP）税制の創設

家族を成員とするLLPは不動産事業に適し、銀行から借金しアパート等を建て相続税を節税する例は多い。個人事業を法人にすることで、相続税を節税することもある。しかし、法人形態が個人形態より有利というのも奇妙であり合理性が無い。事業は単純に営利を目的にした方が良い。節税のために市場の動向、金利、景気等の見通しを誤った場合、破綻することもある。事業目的とは無関係な相続税対策は経費が掛かるだけでなく、社会に利益は無い。無用な相続税対策を無くすため家族事業組合（FLP）の資産評価を減額する税制を望む。

(5) 自社株の売買に因る、みなし配当課税を廃止すること

中小企業の株は通常、非上場であり市場取引や公開買付けができない。そこで、退職したオーナー経営者が給与に代わる生活費を得るために自己株式を会社に売却することがよくある。しかし、非上場会社の自社株を会社に売却した場合、譲渡益の大半が税務上利益積立金の払い戻しとみなされ、配当控除はあるが、配当所得として総合課税の対象となり、最高 50%の税率で課税される。平成 16 年の税制改正に於いて、相続税を納税するために自己株式を譲渡した場合には、みなし配当課税は無く譲渡価格と取得価格の差額の全額が譲渡所得（税率 20%）とすることが認められている。退職オーナー経営者が自己株式を自社に譲渡した場合にも全額を譲渡所得とするためにみなし配当課税を廃止することを望みたい。

(6) 非上場株式の評価方式を改めること

非上場会社株式は、法人税法・所得税法では時価評価が原則であるが、相続税は財産評価基本通達による評価が原則である。相続税法においても時価評価を原則として欲しい。また、類似業種比準価額方式における斟酌率は、大会社 0.7、中会社 0.6、小会社 0.5 であるが、現実と遊離している。中小企業の場合、経営環境の悪化や小子化で後継者がいない場合も多いが非上場であるため市場で売却出来ない。売却は極めて困難で時価の 3 割程度でしか売却出来ない。大会社は 0.5、中会社は 0.4、小会社は 0.3 に変えて取引実態に合わせる。また、同族関係者には認められない配当還元方式を同族関係者にも認めること。純資産価格方式で評価する時には、土地は収益還元価値によって評価すること。合理性が認められる時価評価方法を納税者が自由に選択出来ることを望む。

(7) オーナー等の自社株式に売却時まで課税繰り延べの特例を設けること

減少を続けている中小企業の事業承継のために、事業承継者の取得したオーナー自社株式についても、税制適格ストックオプションと同じ様に、売却時まで課税が繰り延べられることを望む。

(8) 相続税における物納の見直し

当該不動産の公示地価の価格（課税の基礎になる路線価は公示価格の 8 割とされている。）が適正ではない場合は多い。また、物納物件の選択は税務当局に権限がある。不適正な公示価格による不当な課税を防ぐために納税者の自由な選択で物納する土地を決定出来るように制度を変更すること

(9) 取引相場の無い株式の物納要件の緩和と投資育成会社等を活用した株式評価の採用。

物納に係わる譲渡所得が非課税になることから株式を取得した相続人は当該株式の物納を考える。しかし、従来、取引相場の無い株式については物納の要件が極めて厳しかった。しかし、財務省理財局と国税庁は平成 14 年 7 月に取引相場の無い株式の物納要件を明確化する通達改正を行い、物納株式の随時契約適格を有する買受希望者がいる場合は直近 2 期の財務指標や経営内容などにより判断することを明らかにした。さらに、平成 18 年税制改正で財務省は物納許可基準を明確化し、譲渡制限株式以外の物納は認められる様になった。この通達改正は評価できる。しかし、譲渡制限株式が物納不適格とされたことには、疑問がある。上記の買受希望者に投資育成会社（中小企業投資育成法により設立された政策実施機関）等がある場合には投資育成会社等で査定する株式評価を採用し、事業継承を容易にしたい。

2. 中・長期的課題 金融所得一体課税（金融所得一体課税における損益通算）

様々な金融商品から得られた利益を失った損失で相殺できる金融所得一体課税は個人金融資産を預貯金から株式や債券などに移すことで産業を活性化する。また、課税逃れやマネーロンダリングの防止のために本人確認などの口座管理の強化もできる。しかし、先物取引に係る所得については、総合課税の雑所得等となるものと先物取引に係る分離課税の雑所得等となるものがあるが、損益通算の対象となっていない。先物取引の経済効果は大きい。金融所得一体課税の目的が預金から投資に移動させることによる経済の活性化であるのなら、先物取引に係る所得についても損益通算の対象とするのは当然である。預金のペイオフ損失、デフォルトにより元本が回収できないことによる損失を特定口座内で譲渡損失とみなすことも当然である。改正を望む。

IV、消費税

1. 短期的課題

① 税率引き上げ

消費税の引き上げは消費者の購買意欲を損なう。経済が活性化するまで消費税税率引き上げの議論は凍結すべきである。しかし、少子高齢化が進めば財政赤字は深刻になる。移民の受け入れは重要である。地方消費税を国民年金の原資としポイント制で年金の受給額を決めるのであれば移民を受け入れた地方は地方消費税を下げ、移民を拒否した地方の消費税を上げることができる。移民と国民年金により地方消費税税率を決定したい。

② 目的税

目的税は税の用途を限定する。財政の柔軟性を損なう。消費税を目的税とすることはできる限り避けるべきである。しかし、前述のように地方消費税率を移民と国民年金により地方消費税税率を決定するというように納税者の努力を喚起するような場合には目的税とすることも認められるのではないかと考える。

③ 逆進性対立

消費税の逆進性対立について、低所得者へ配慮する必要がある。しかし、複数税率、食料品など生活必需品への軽減税率の適用は業者への事務負担が多い。消費者も混乱する。現在、提案されている諸案の中では、給付付き税額控除制度が望ましい。なを、食料品など生活必需品の生産業者へ助成金を支給することで価格を下げることで軽減税率の代わりとすることを考えても良いのではないかと考える。

④ 給料にも消費税を課税すること

消費税は事業所得者には課税されるが、給与所得者による雇用主への役務の提供は課税対象外取引とされ、課税対象とならない。わが国の消費税法には、「事業として」の文言が用いられているが、給与所得者による雇用主への役務の提供は事業にならないことになる。しかし、給与所得者と小規模事業者の区別も分かり難く、社会的な不公平が問題になることも多い。例えばタクシー協会は収入1000万円未満の個人タクシー益税（課税売上高1000万円以下は非課税）の不公平が公平な競争を妨げる旨を訴えている。

また、給料に消費税を課税しても、企業の損得は変わらない。給料に加算した仮払い消費税は仮受消費税から控除される。つまり、国の消費税税収が減り、ほとんどのサラリーマンが（課税売上高1000万円以下は非課税）になり、消費税の税率で収入を増やす。税収は減るが、サラリーマンは事実上の昇給になるため、豊かになり、日本経済は活性化する。

給与所得者にも小規模事業者と同様の消費税の課税と（課税売上高1000万円以下は非課税）の適用を望む。

⑤ 複数税率 インボイス **（中小企業のため消費税の改正）**

税制は簡素が良い。複数税率は税務を煩雑にするだけでなく脱税・節税を増加させる。高度な脱税・節税技術を持つ租税専門集団の利益を増やす。前述のような事情がない限り複数税率は好ましくない。

複数税率が導入されると売り買いする商品それぞれの価格と消費税率、税額をインボイスに記入することになる。インボイスを導入すると、事務作業が増え、新たなソフトウェアなども必要になるため、それに、インボイスは大企業より中小企業の事務負担が大きいと言われる。

また、小規模事業者は本来、免税業者になる。ところがインボイスに登録番号を記載できるのは課税事業者だけである。このため、免税事業者はインボイスを発行することはできない。免税事業者が販売代金に上乗せした付加価値税相当額は仕入側の負担になる。結局、インボイスは免税事業者を市場から排除することになる。結局、軽減税率・インボイスは中小企業に不利である。このため、軽減税率を採用するにしても、小規模免税業者には課税事業者の登録を免除し、これまで通りの請求書での税務処理を認めていただきたい。

更に、消費税には大企業優遇税制ではないかという批判がある。輸出が免税だからである。消費地課税主義と輸出を増やす国益を理由に輸出は消費税が免税である。けれども、**大企業は中小企業が下請けとして作った部品等を輸出し、還付金を受け取る。しかし、中小企業には消費税が還付されることはない。大企業が自社で部品を製造する場合は免税なのに下請けが製造する場合には課税される。**インボイスを導入するのであれば裏づけ資料により下請け企業が製造した製品、部品の流れを明らかにすることで、**下請けの中小企業にも消費税**

の輸出免税で還付出来るようにしていただきたい。

2. 中・長期的課題

国際戦略特区の一つとして輸出特区を作り、特区内を中小企業優遇税制とすること

大企業は消費税が上がっても、下請けに転嫁する。また、輸出は消費税が免税である。しかし、製品を輸出する中小企業は極めて少ない。このため、輸出特区を外国とみなし特区内への売上を消費税免税とすることを提案したい。輸出特区では人も物も金も自由に移動できるようになる。このため、移民問題がおきる。**移民が融和できるように法人会・町内会等により地域社会に貢献する商店街については、消費税を免税にすることを提案**したい。消費税の税率が上昇するほど商店街は活性化し大店舗に対抗できる。

(消費税を市町村税とすること)

米国では消費税は無い。しかし、州ごとに消費税と似た売上税がある。売上税は州だけでなく、市町村でも課税できる。売上税の無い州や市町村もある。我が国でも、自治体毎に消費税率が異なるのであれば、住民は税制を比較できる。現在の消費税の増税問題は少子高齢化が根底にある。大規模な移民が求められる。しかし、移民に反対する人も多く、日本では移民が進展しない。日本を二つに分けたい。移民を受け入れる地域と受け入れない地域に分けたい。移民を受け入れない地域では少子高齢化を防げない。移民を受け入れないのだから、増税を負担するのは当然である。移民を受け入れ、移民を地域に融和させた地域が減税の恩恵を受けるべきである。

移民を受け入れた自治体では消費税増収分を年金の積立金にするのも良い。移民には長所と短所がある。住民が選択するのが望ましい。市町村単位の選択であれば転居により税制の選択も可能になる。そのため税制にも市場原理が働くように成る。高度な住民自治を実現するためには、住民が比較・選択できる税制が望まれる。

V、 地方税

1. 短期的課題 適正な課税自主権の発揮

(1) 再建築価格の見直し

日本の固定資産税制制定時に、ヨーロッパ型の賃貸価値を課税標準とする案もあったが、シャウプ勧告により、アメリカ型の資産価値を課税標準になった。しかし、アメリカは土地建物を一体とした流通価値を課税標準としているのに対して、日本は土地と建物を分け土地を流通価値、建物を再建築価格として別々の課税基準を設けた。日本の建物固定資産税は収益力が下がり流通価格が下がっても、『再建築価格』は下がらない。収益力と流通価格が弱った資産でも高い固定資産税がかかり続ける。『再建築価格』を廃止、土地建物を適正な流通価格により公正に査定することを望む。

(2) 償却資産税と租税回避地（タックスヘイブン）対策税制

我が国では構築物・機械・器具・備品等の償却資産にも土地・家屋と同じ様に固定資産税が課される。しかし、償却資産課税が無い国もあるのに固定資産税は市町村税である。国際的に使用される船舶や航空機への課税には無理がある。市町村の税務課に国際調査する能力等ない。このため、海運会社や航空会社は固定資産税を逃れている可能性がある。パナマ文書でも明らかなように、租税回避地は国籍要件等に関する規制を緩やかにし、事実上の船主の所在国とは異なる国に籍を置く便宜置籍船を増やし、経済的利益を得ようとする。

匿名組合を使ったリースによる租税回避も問題である。多くのオフショア金融センターは、船舶または航空機の登録も行う。例えば、2003年には、国有航空会社であるパキスタン国際航空は、8機のボーイング 777 の購入の一環として、その保有する全ての航空機をケイマン諸島において再登録を受けた。タックスヘイブンに設置した匿名組合に航空機等を購入させ、固定資産税等を逃れる手口が考えられる。

租税回避地（タックスヘイブン）対策税制の強化を望む。

2. 中・長期的課題 固定資産税の課税適正化

(1) 固定資産評価審査委員会

固定資産税は路線価と異なり 3 年に一度の固定資産の評価替えで決定します。このため土地の暴落時には時価よりも高い評価固定資産課税台帳価格に不服がある場合、固定資産評価審査委員会に審査を申出ることができる。しかし、固定資産評価審査委員会は委員の選任が不透明で形骸化している。**固定資産評価審査委員会を**

独立した公選制にすることで公平な審査を実現したい。

(2) 学校税（教育委員会）

1948年に教育委員会が設置された当時、教育委員会は地方自治体の長から独立した公選制・合議制の行政委員会で、予算・条例の原案送付権、小中学校の教職員の人事権を持っていた。しかし1956年に公選制の廃止と任命制の導入が行われ教育委員会による予算案・条例案の送付権が廃止された。教育委員会が公選制でないために文部行政の末端となっている。文部科学省や都道府県教育委員会から独立した公選制教育委員会を設置すべきである。地域内の学校が安全で教育レベルが高い場合、土地の地価が高くなり、地域の固定資産税の税収を増やす。不良の多い学校の周辺はスラム化し土地の時価も低くなる。固定資産税から学校税をわける税制改革が望まれる。

VI、 環境税

1. 短期的課題 石炭石油税上乗せ税制の実施には為替の動向に配慮する柔軟な運用を望む。
2. 中・長期的課題 エネルギー税制を見直し、環境税は東アジア全体で考えるべきこと
日本だけで環境税を施行するのであれば日本の製造原価が増加し、国際競争に不利になる。
環境税は中国と韓国と同条件で同時期に実施すべきである。

VII、 その他

1. 短期的課題

(1) 租税教育

租税教育で最も重要なのは租税の歴史である。しかし、租税教育では租税史が軽視されている。現在は中央集権から地方分権に替わる変革期である。大化の改新で確立された律令制は平安時代に崩壊し鎌倉幕府が成立したが、歴史は繰り返す。道州制等の改革は鎌倉幕府の成立に匹敵する地方分権への変化と考える。過去の荘園公領制、江戸時代の村受け、町受けといった租税請負いの仕組みを子供たちに教えることは重要である。

(2) 年金生活者の雇用促進

現在、年金生活者が一定以上の収入を得ると年金を減額される。このことが、年金生活者の勤労意欲を削ぐ。年金生活者が減額される収入の上限を年収 1000 万円程度にすれば年金生活者の所得が増え、税収も増える。仕事に熟練した年金生活者の活用は国際競争力を高める。

2. 中・長期的課題

(1) 寄付金文化の育成

認定 NPO 法人等とは、特定非営利活動法人のうち、一定の基準を満たすものとして所轄庁の認定 NPO 法人又は国税庁長官の認定を受けた旧認定 NPO 法人をいうが、認定 NPO 法人等に対する寄附金の損金算入の税制改正は 2011 年度に盛り込まれた「市民公益税制」に因る。寄附白書に依ると、日本では、個人からの年間寄附総額が約五千四百五十五億円と推計される。うち、個人からの寄附は 52・5%であるが、90%以上が個人分という米国や英国とは大きな開きがある。個人からの年間寄附を拡大する必要がある。このため指定団体に寄附により税負担が軽減される「寄附金控除」制度が改正された。しかし、日本には強制的な寄附金が税金と何ら変わることが無かったという過去があり、認定 NPO 法人の拡大が、将来に禍根を残す危惧がある。

戦後の日本の税制に大きな影響を与えたシャープ勧告は寄附に依存する寄附文化から日本は脱却すべきだと勧告している。シャープ勧告では都道府県の多くが宝くじから歳入を得ようとする、住民の自発的な勤労奉仕によって仕事をして貰うことが報告されている。つまり都道府県の公共事業はボランティアに依存していると指摘している。その上でシャープ勧告は、一般に名目だけの自発的寄附金や会費が地方団体の費用を支弁するために求められており全体では全地方歳入のおそらく 5%ないし 10%に達すると指摘し、日本の地方財政が寄附金に依存していることを明らかにしている。さらにシャープ勧告は、「寄附金は徹底的に非難してはならない。適度に、また真に自発的に集められるならば寄附金は、公共歳入『特に教育、保健行政、厚生活動のため』に対する正当な補充財源である。しかし、今の日本では寄附金これらの目的以上に用いられており、募集の方法はことごとく自発的なものとは限らず、地方の官民ともに「これを能う限り速やかに取り除くべき悪であると思っている」と述べている。つまり、シャープ勧告では寄附金は本来「真に自発的に」集められなければならないが「日本の寄附金は強制された」ものなので脱却

するよう勧告しているのである。

日本では国家や地域社会から寄付を望まれた場合に村八分を恐れ断ることができない。集団との調和を第一とする文化がある。日本においては寄付金が事実上の税金になる可能性があることには留意すべきである。欧米では子供の頃から社会に奉仕することが当然とする教育が行われている。このため、低所得者でも自発的に寄付する。しかし、日本の低所得者が自発的に寄付することは少ない。

また、制度にも欠陥がある。認定 NPO は日本では実績判定期間に於ける経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が五分の一以上とされる。しかし、アメリカでは、認定要件として、活動の対象に関する具体的な欠陥事由は揚げられていない。一方、日本では事業活動の50%以上が NPO 法人の会員にのみサービスが行われるような共益的な活動でないことが要件となっており、介護等・福祉関連の会員サービスを主体とする NPO は認定されない。さらに、米国の制度では、寄付控除適格を有する非営利公益団体の中で特に寄付者・創設者による濫用可能性の高い私的財団を絞り出すことを目的としているのに対し、わが国では寄附金控除適格付与の前提となる公益性を判断基準にしている。公益事業50%以上というのは認定 NPO だけではなく公益法人にも求められる基準である。この基準は法人会が公益法人の認定を受け地位を維持する基準でもある。これらの基準が日本において NPO が米国のように増えない理由と考える。自発的な寄附金文化が無い日本において認定 NPO や公益法人の認定基準を厳しくすると民間からの NPO は育たない。行政主体の NPO・公益法人が多ければ天下りの受け皿が増える事態になる。免税団体の資格承認及び承認後の定期的調査等の見直しは当然である。日本において最も重要なのは強制されることのない自発的な寄附文化を形成することである。地域社会の団体に寄付金集めが強制され、事実上の税金になることを防ぎ、住民の自発的な取り組みを可能にする寄付金税制の構築を望む。

(2) 格差是正（学歴の見直し）

現代は家柄よりも学歴が人の評価の基準とすることになっている。しかし、学歴を取得するのにも、富裕な家庭の子が有利である。格差は学歴から生じることも多いが、経済的な格差が学力の格差に繋がる。金持ちの子供が、貧乏人の子供より良い教育を受けられる現実がある。受験偏重主義による弊害も大きい。格差社会の是正、活力のある社会の再構築には学歴も根本から見直す必要がある。

(3) 税理士・会計士試験の改正

税理士試験には出題者が大学の教授であるため実務的ではないという批判がある。また、業界の過当競争を防ぐために新規参入者を減らすための落とすための試験という批判がある。結局、消費者のための試験であるという基本が忘れ去られている。また、税理士資格は弁護士、公認会計士、試験免除者（大学院修士等）にも与えられている。このため、税法を知らない弁護士が無試験で税理士になれる。税理士の馬鹿息子が裏口で大学院に入学し、科目免除扱いにできる等の問題点がある。以前は大学院を卒業して全科目を免除し、試験を受けること無く、つまりは金で税理士になれた『2代目・税理士』がいたそうだ。さすがに、この問題の改善はされたが裏口入学大学院による一部科目免除の問題は未だに残る。

会計士試験は税理士試験よりも改正された。しかし、不完全な改正である。一層の改正が望まれる。20世紀の日本の会計士試験は評判が悪かった。会計士試験にも新規会計士の参入を防ぎ既存会計士の利益を守る落とすための試験という批判があった。それに、20世紀の日本の会計基準には年金会計も、リース会計も税効果会計もなかった。連結会計も軽視されていた。日本の会計は50年遅れていると言われていた。

21世紀になって、日本の会計も順次、国際会計基準を導入し新会計基準になった。しかし、会計士試験の出題者も税理士試験と同じく大学教授である。「アカデミックではあるが、実務的ではない。」このため試験勉強が実務では無駄になることが多い。21世紀の日本の会計士試験も改革はされたが、既存会計士の利益を守る落とすための試験であることに変わり無く、昔に比べて少なくなったが、難問や奇問は今も残る。司法試験は米国をモデルに導入された法科大学院により変わった。しかし、会計大学院には、法科大学院のようなメリットはなく、改革は不十分である。

「税理士・会計士試験は会計サービス・税務サービスの消費者が必要とする会計知識、税務知識、技術を問うべき」である。そのためには、大学教授ではなく、会計士会・税理士会が選抜した、実務家グループ

に試験を実施させた方が良い。また、会計の現場で働きながら受験する人間に配慮する必要がある。

インターネット大学院を含むネット教育の活用も望まれる。税務・会計はパソコンとネットに習熟する必要がある。税理士試験・会計士試験は学習の段階から IT の習熟に配慮すべきである。しかし、この問題について、会計・税務の消費者団体である法人会から要望が出されたことがなく、無関心過ぎた様に思う。

(4)『税務当局・税理士、公正取引委員会、評価専門家、IT 技術者等との連携による監査制度を確立すること』

「公認会計士は金融商品取引法により上場会社を監査することが多い。しかし、税法監査は税務当局と税理士、下請法監査は公正取引委員会が行う。さらに、時価主義会計の下では資産及び負債の評価が極めて重要になる。IT 技術の進歩は著しい。IT 技術も監査には欠かせない。仮想通貨は評価と IT が絡む問題でもある。ネットで共有した情報を活用した連携監査が強く求められる。」

1. 有料税務調査制度の創設

地域社会に密着した監査の問題として大規模マンション管理組合の問題が挙げられる。大規模マンション管理組合の修繕引当金は巨額で、年間の予算は自治体並でありながら不透明である。しかも、巨額預金がペイオフ対策として無利子預金になっている組合がある。不正が疑われる。しかし、不正があっても住民が証明するのは事実上、不可能である。営利事業を行わないマンション管理組合は税理士による所得の申告も無く税金も払わないことも多い。このため、税務調査も入らない。大規模マンション管理組合には 5%程度の低率の法人税を課し、税務当局による税務調査を強制すべきである。大規模マンション管理組合に対する低率の法人税を不正を防ぐ監査（有料税務調査料）と説明すれば大規模マンションの住民の理解も得られると考える。

また、株式上場していない中小企業に金融商品取引法監査を受ける義務はない。このため、中小企業には、事実上、税務調査しか監査がない。税務調査が、かろうじて中小企業の財務諸表の信用を担保している。他に裏付けのある資料を持たない中小企業は銀行から融資を受けるにも、申告書の提出が求められる。税務調査を受けた直後の財務諸表の方が信用できる。銀行からの融資を受け易くするためにも希望する企業には有料税務調査を受けられる制度を検討してもよいのではないかと考える。

2. 公認会計士監査制度が役に立たなかったサンライズ・テクノロジー事件 (出典：ウィキペディア)

サンライズ・テクノロジーは 2001 年に上場してから毎年のように大規模な公募増資・第三者割当増資を行い、そのたびに一株あたりの価値希薄化によって株価が大きく下落していた。そして 2003 年 8 月から 2004 年 3 月にかけて合計 60 億円、2004 年 6 月から 9 月にかけて合計 80 億円以上と同社は膨大な額の増資・転換社債発行を繰り返し、上場当初の発行済み株式数は約 1000 万株だったのが、2004 年 10 月時点で発行済み株式数が約 68 億 689 万株と空前絶後の株式数となった(注：時価総額日本一のトヨタ自動車ですら発行済み株式数は約 35 億株)。そのため、2004 年の年頭から半ばごろにかけてサンライズ・テクノロジー株は一株あたりの価値が極端に希薄となり、株価が連日のように 1~2 円の間に張り付くようになった。

(割当価格 1 円で第三者増資)

サンライズ・テクノロジーは 2004 年 6 月、行使価格 1 円での第三者割当増資を発表した。1 円での第三者割当は無論前代未聞の事態であるが、新株発行数が膨大であったため、サンライズ・テクノロジーは数十億円の資金を調達している。サンライズ・テクノロジーはこの後も株価 1 円での増資・債務株式化を繰り返し、2007 年の上場廃止決定後に解散決議回避の目的で 2 億 4000 万株という新株予約権を実質 1 円で発行している。

(株価 1 円でも倒産しない)

サンライズ・テクノロジーは 2004 年初頭から株価併合するまでずっと株価は 1 円 (たまに 2 円) だった。しかし、債務超過に陥っていても倒産という事態には至らなかった。これについては様々な憶測が流れたが、一説には東京証券取引所 (東証) のシステム開発をしている東証コンピュータシステムの株式 (64.5%) を、2002 年 2 月に、株式会社東京証券取引所よりプライムシステム (サンライズ・テクノロジーの当時の社名) に対し譲渡していたためともいわれている。それゆえプライムシステムが倒産することは絶対はない (それはすなわち東証システムの大混乱を招くため) と言われている。

(株価約 0.33 円)

サンライズ・テクノロジーは上場廃止を逃れるため、2004 年 11 月、株式 1000 株を 1 株へ株式併合という奇策に出たが、株式併合後サンライズ・テクノロジー株は連日のようにストップ安を繰り返し、結局寄り付いた

株価は 331 円。旧株換算で株価約 0.33 円だった。2007 年 5 月 24 日、サンライズ・テクノロジーは固定資産の売却などについて開示を行わなかったことによる適時開示規則違反で上場契約違反、上場廃止基準に該当したため大阪証券取引所から 6 月 25 日に上場廃止することが発表された。「サンライズ・テクノロジーを監査していた公認会計士・赤坂満秋及び吉野直樹に金融庁は業務の一部停止及び業務改善命令の処分を下している。」

3. 公正取引委員会と税務当局の情報共有による下請会社保護と粉飾決算対策税制の構築 (東芝事件を教訓に、税法を会計慣行とする粉飾決算を禁止し、下請企業を保護すること)

① 税法の悪用、下請法の形骸化が明らかになった東芝バイセル粉飾決算

中小企業の会計処理に税法基準が使われることは広く知られている。しかし、株式を上場している大企業においても会計慣行として税法が使われることは知られていない。この会計慣行が不正を援ける。

また、我が国には会計基準が単一ではなく複数（米国基準、国際基準 IFRS、日本基準、税法基準）存在し、上場会社が自社の都合の良い会計基準を選択できることが不透明な決算を許す。しかし、税法基準を選択した時の弊害が大きい。例えば、一審と二審では粉飾決算とされ、有罪とされた長銀事件は次のような最高裁判決により無罪とされた。「これまで公正ナル会計慣行として行われていた税法基準の考え方によつたことは違法ではなく、同銀行の頭取らに対する虚偽記載有価証券報告書提出罪及び違法配当罪は成立しない。」判例集刑集第 62 巻 7 号 2101 頁

この『長銀事件の最高裁判決から日本では粉飾決算の告発が困難になり、世界の信用を失う。』

東芝の不正会計の中でも最も悪質と言われたバイセル粉飾は決算時に原価での棚卸しが原則である有償支給在庫を売価で計上し利益を水増しする手口である。しかし、会計基準・監査基準違反が明らかなこの事件も証券取引等監視委員会による課徴金だけで起訴もされない。当時の東芝の監査法人はバイセル棚卸を買戻条件付販売契約の有無だけで判断している。買戻条件付販売契約が有れば原価、無ければ売価で棚卸ということである。また、国税不服審判所「平 7.6.20 裁決、裁決事例集 No. 49 525 頁」にも有償支給であっても契約によっては発注会社の下請け会社への売り上げとし、有償支給の期末在庫を下請け企業の在庫とし発注会社の売価で棚卸とする事例の掲載がある。東芝バイセル粉飾決算でも、下請企業との契約書及び税法基準を基に検察は東芝の役員、担当者、監査法人には罪が無いとした可能性が高い。

(けれども、発注先（東芝）から契約を強制された時に下請けが拒否すること等できるのだろうか？)

前述の「平 7.6.20 裁決、裁決事例集 No. 49 525 頁」には、契約の仕方によっては加工賃だけの消費税が、支給された有償支給も売り上げとされ課税されている。東芝バイセル粉飾決算では、原価の 3 倍から 4 倍の売価で支給されていたという。この実態から証券取引等監視委員会は、実質で、東芝のバイセルを無償支給と同様と判断し、有償支給の期末在庫を原価で計上するのが正しいと判断した。証券取引等監視委員会は、東芝に約 7.3 億円、新日本監査法人に 21 億円の課徴金納付命令を勧告した。しかし、刑事告発を目指す監視委員会に対し検察は「証拠上、疑問点が多い」刑事告発に否定的で「バイセル取引に唯一の会計基準がある訳では無く、絶対に違法だと断言できなければ事件化はできない」と指摘する。

東芝の下請けが拒否すれば東芝との取引停止になり、会社が倒産する可能性が高い。このような状況を考えれば有償支給の契約書は意味がない。証券取引等監視委員会のように原価の 3~4 倍の棚卸という実質での判断が当然であるが、検察は契約の形式と税法により東芝バイセル粉飾を事件化しなかったと考える。

また、買戻条件付販売契約がなければ公正取引委員会が、東芝を下請法違反で処罰する可能性がある。しかし、東芝バイセル粉飾決算は日本の下請けではなく台湾の下請けとの取引による。下請法は国外の下請けにも適用されるという見解もあるが、現実には公正取引委員会が台湾の企業まで調べることは考え難い。

バイセル粉飾を国内下請け企業に為せば、下請け企業の棚卸が水膨れし、法人税が過払いになる。けれども、粉飾決算の事実が明らかになった場合でも直ちに過払い税金は還付されない。5 年以内であれば、更生を申し出て法人税から減額できるが、下請け企業にとっては迷惑な話である。しかし、このような税務上の問題についての報道が無いことから国内下請けにはバイセルは無かったものとする。結局、国内下請けは下請法が災いし外国企業に仕事を奪われ、購入を強制された東芝株は暴落し、東芝連鎖倒産の危機にあることになる。

上記は東芝第三者委員会報告と東芝監査人・新日本監査法人のホームページを基にした推測である。しかし、

他にも東芝不正会計の例として東芝協力会社の元社長T氏は「数百万もする高いパソコンを東芝ファイナンスから強制的に定価でリースさせられていた。」と話をする。リース取引では契約終了時の残価を恣意的に決めることで、費用と収益が対応しない不正会計が容易である。東芝の場合、更に、大幅値引きが、当然である機械・設備等を定価でリース会社に販売し、関係会社に定価でリースすることで二重に利益操作したとも考えられる。

(航空機の値引きを年間で約 484 億円も収益計上していた JAL)

また、リース契約を使った粉飾決算では日本航空 (JAL) の 機材関連報奨額 が有名である。元最高裁判事を委員長とする日本航空 (JAL) コンプライアンス調査委員会は機材関連報奨額を航空機の値引きと指摘している。日本航空は、この航空機の値引きを 2005 年だけで約 484 億円も収益計上し、赤字を黒字に変えていた。しかし、値引きの収益計上は常識で考えてもありえない。しかも、値引の割合が約 29% と高率 (航空機の商社口銭は通常、1~3%) で、異常である。けれども、裁判所は会計基準が複数あること及び、リース会社が航空機を購入し、日本航空 (JAL) は商社的口銭として値引き相当分を受け取っていたことを理由に合法とした。この事件でも当時の JAL 監査人は税法基準により合法と主張している。(平成 24 年 (ワ) 24210 号 損害賠償事件)

② 「ナンチャッテ米国基準」による粉飾決算

日本の上場会社は、金融商品取引法第 193 条、内閣府令、第 52 号により一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとされるが、東芝の連結財務諸表は米国会計基準で作成されている。しかし、東芝株は米国では ADR 株 (米国証券会社が売買) で SEC に登録していない。米国市場に上場する会社は SEC に厳しくチェックされるが、東芝は米国基準を使っているだけなので SEC の厳格なチェックがない。米国における集団訴訟でも、米国証券関連法令の適用が無いこと等を理由に訴訟は棄却された。

本来、米国会計基準には 2000 以上の基準書があり、ページ数は 2 万ページ以上 (IFRS の 10 倍) に及び、難解である。日本人で完全に理解するものは少ない。その上、東芝で使われた米国会計基準は藤沼会計士 (前日本公認会計士協会会長、中央大学大学院教授) が、上述の SEC の厳格なチェックがないことを理由に「ナンチャッテ米国基準」と馬鹿にするお粗末な会計基準である。

また、東芝の監査で使う監査基準は日本基準になるのか米国基準になるのかという問題もある。東芝が正しい米国基準で会計処理・監査をしていれば、東芝の決算は今とは全く別のものになった可能性は高い。

結局、日本では不適切な会計基準であるが、経営者に都合の良いものを選択する不正を為しても違法に成らないことになる。けれども、この不正のために東芝は突然、1 兆円もの損失を出し破綻の危機にある。下請けもまた仕事の減少、値下げ要請等で困窮することになった。

③ 税務当局にも上場会社の監査をさせること

日本航空事件、オリンパス事件、東芝事件により、監査法人の会計監査が機能しないことが明らかになった。上場会社は金融庁と監査法人を監督しているが、不祥事が絶えない。IT化で余った税務当局の人材を上場企業の税務監査だけではなく、会計監査もさせることを提案したい。国税庁と金融庁で、互いにチェックしあう競合した上場企業の監督体制を望む。税収も貧しい中小企業よりも豊かな大企業を徹底追及した方が増える。

また、償却資産粉飾には法人税の更生だけではなくリース料に含まれる償却資産の固定資産税の問題がある。法人税法 22 条 4 項は公正なる会計処理、法人税法 129 条 1 項及び 135 条 1 項は仮装経理の過大申告の更生、法人税法 57 条・法基通 12-1-1 等は青色申告・繰越欠損金を規定している。

国税庁と金融庁の縄張りを超えて税務当局にも上場会社の会計監査をさせることは必要である。

また、中小企業経営者は支配株を持つオーナー経営者が多く株主保護を本旨とする金証法に背く理由がない。税金を増やす粉飾決算は考え難い。けれども、上場会社の雇われ経営者は自分のものでも無い企業の将来を考えることが無い。在任中の損益が良ければよく税金のことも考えない。このため、税法を会計慣行とし、会計基準の国際化を逆手に取る不正を行うことは前述の通りである。このような不正を防ぐために会計基準により計算された当期利益に別表 4 で加算・減算することを確定決算としたい。そして、法人税法 22 条の 4 項により税務当局にも会計基準による当期利益の適正を監査させるのであれば、粉飾決算を減らすことも可能と考える。

④ . 下請法は中小企業庁・公正取引員委員会が運用し、親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させることは禁止 (下請法第 1 項第 6 号) されているが、形骸化していること

取引中止を恐れる下請け企業が実態を告発することは考え難い。また、子会社のファイナンス会社のリース

取引で連結決算での利益を水増しする複雑な手口を調べるのは難しい。このため、税務当局と公正取引委員会が情報を共有し、親事業者の設備導入の価額の適正と支払い、償却、製品販売の内容、人件費、諸経費を容易に調べられるようにしたい。税務当局と公正取引委員会との連携で下請企業の保護を強化し、粉飾決算の真相を明らかにするのであれば税務調査に対する下請企業の意識も違ったものになると考える。

4. 仮想通貨による監査は税務当局による税務調査が有効であること

① ビットコイン等の仮想通貨についての検討

ビットコインはサトシ・ナカモトという日本人が作ったとされる。しかし、正体は不明。未確認ではあるが、2009年10月5日にビットコインの交換レートが初めて提示された時、価格は日本円で1BTC約0.07円だったともいわれる。ビットコインは2017年12月には200万円を超えている。ビットコインは8年間で約300万倍になった可能性があり、その場合、2009年10月5日にビットコインを1万円買っていた場合、2017年12月には300億円を超えたことになる。尚、サトシ・ナカモトは、ビットコイン約100万BTCを所有しているとされるが、これは2017年12月時点で2兆円に相当する。

ビットコイン等の仮想通貨は闇サイトの非合法ドラッグの売買等、犯罪に使われることも多い。パスワードを盗みとることで大量の不正引き出しも可能で詐欺も起きやすい。

また、仮想通貨は自治体の地域通貨、商店街の商品券にもできたため、日本銀行が独占している通貨発行権が侵される可能性がある。匿名性も高く、犯罪や脱税に利用されやすい。法整備が遅れているため仮想通貨販売・仲介業者に対する規制がなく、利用者の保護が十分とはいえない。

・(法定通貨の欠点)

けれども、法定通貨にも欠点がある。ビットコイン等の仮想通貨はプログラム内のコードによって発行上限が決められ市場原理だけで乱高下する。しかし、法定通貨は中央銀行や政府が発行量を調節し市場原理だけでなく、金融政策でその貨幣価値が変わる。新興国では大量の紙幣を発行することでハイパーインフレになることが多く、法定通貨よりビットコインのような仮想通貨の方が信頼されている。史上最大のハイパーインフレを起こしたジンバブエの法定通貨がよい例である。最初のジンバブエ・ドルは米ドルより価値が高く、ZWD 0.68 = USD 1.00 だった。しかし、ムガベ政権の経済政策の失政から、通貨価値が無くなった。2015年6月11日、ジンバブエ準備銀行は17.5京ジンバブエ・ドル以内の銀行口座預金を5米ドル、それを超える場合は3.5京ジンバブエ・ドル=1米ドルの為替レートで交換と発表し、同年9月の回収終了をもって、ジンバブエ・ドルを廃止した。日本も戦前・戦中の紙幣の大量発行で1934-1936年の20年間に物価は300倍になったが、国有地等の国家財産の高騰で財政は立ち直っている。法定通貨にはこのような政策リスクがあるが仮想通貨にはない。

しかし、ビットコイン等の仮想通貨には発行主体のない分散型通貨であるため、中央銀行は存在しない。法定通貨は中央銀行や政府が自由に発行量を調節できるが仮想通貨はプログラム内のコードによって発行上限が決められ取引履歴はブロックチェーンと呼ばれる台帳で検証される。ビットコインのような仮想通貨は金融政策の影響を受けない。このため、個人資産防衛の機能を持ち、その利便性から利用は拡大している。

② 仮想通貨についての会計基準

仮想通貨取引所は財務諸表を公開していないことが多く、その実態は闇に包まれている。また、ビットコイン等の仮想通貨は、その特殊性から会計処理が難しい。

The Australian Accounting Standards Board (オーストラリア会計基準審議会) は2016年12月に ASAF Agenda ref: 5 Digital currency – A case for standard を作成し、IASB (国際会計基準審議会) に IFRS (国際財務報告基準) でも仮想通貨に関する会計基準の整備をすることを提案している。

また、その内容は我が国の企業会計基準委員会が平成29年12月6日に発表した実務対応報告公開草案第53号資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い(案)と重なる。企業会計基準委員会はこれを仮想通貨の会計処理及び開示に関する当面の取扱いとして、必要最小限の項目について、実務上の取扱いを明らかにすることを目的とする本実務対応報告としている。そして、企業会計基準委員会は(活発な市場が存在する仮想通貨)は市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とすることとし、(活発な市場が存在しない仮想通貨)は取得原価をもって貸借対照表価額とすることとしたが、仮想通貨については、直接的に参照可能な既存の会計基準は存在しないことから、本実務対応報告においては、仮想通貨に関する会計処理について既存の会計基準を適用せず、仮想通貨独自のものとして新たに会計処理を定めるべきだと主張している。

③ 仮想通貨についての税務の問題

(相続税の問題) 相続財産に仮想通貨があっても、仮想通貨はデジタル通貨であるため、電子ウォレットで管理されていた秘密鍵が相続人に承継されなければ資産価値はない。しかし、秘密鍵が承継されているかどうかを当局が把握することは困難である。仮想通貨は国境を越える。仮想通貨が外国に存在する事態も考えられる。仮想通貨は匿名性の高さから脱税に利用されやすい。外国で税が課された場合の外国税額控除の問題もある。相続財産の評価についても検討する必要がある。

(ブロックチェーンの活用) 仮想通貨は取引の内容がブロックチェーンに記録され、法定通貨との交換において本人確認が行われる。このため、取引の追跡が容易である。しかし、送金ごとに受取りのアドレスが変わる仕組みを備えるウォレット (HDウォレット) もある。また、取引の追跡を困難にするサービス (coinjoin などのミキシングサービス等) や、取引が追跡できないように設計された仮想通貨 (Monero, Dash, Zcash, etc.) も存在する。これらの追跡が税務調査における課題になる。

5. 金融と IT を融合した金融工学技術革新フィンテック (仮想通貨等) を財政再建に役立てること

『2017年はビットコインとネムが話題になったが、2018年はICOの年になると考える』

金融庁は関連法を再編し新法を作り決済や送金業務を1つの法律で規制・監督し銀行とインターネット事業者がサービスを競えるようにしようとしている。また、ITの活用でコストが下がれば割安な金融サービスも増える可能性があるとしている。

・(仮想通貨は次のような機能も持つ。) Augur は発行上限を 1100 万枚と決められ、ユーザーが未来を予測し、その予測が正しければ仮想通貨で報酬をもらう。貴金属、原油、大豆、トウモロコシ等の先物取引と似た機能があり、保険などに応用できる。従業員も不要となりコストを下げられ、ブロックチェーン技術により不正が困難なやり取りも可能になる。Ethereum はブロックチェーンに契約情報を記述し書き込まれた内容が実行される設定で契約を執行する時の複雑さに応じた金額を支払う。コストを抑えることで IBM やサムスンでも実行する可能性がある。イーサリアム銀行も設立されている。factom はブロックチェーン上に記録を載せ、分散管理する。取引記録が改ざんできない特性を活かし煩雑な手続きを省く。土地の所有権変更登記、変更履歴を記録・管理でき、契約書や申込書等の証明に役立つ。データ更新履歴、変更履歴を検証しデータ管理でき公的機関・銀行でも使える。Ripple は国際送金手数料が高く、時間がかかり両替にも手数料がかかる問題を解決するために作られ、送金・決済が効率化し手数料も安く早く低コストで両替できる。みずほ銀行等が積極的に取り組む。

・(今後、ICO に関係する事件が多発し、社会問題になること) 「ICO」とは未公開仮想通貨を市場に公開するというので、公開された仮想通貨が数十倍になることもある。株券代わりに発行すれば株式新規上場「IPO」と同様の資金調達が可能で中小企業でも格安の費用で容易に実行できる。しかし、IPO のような厳格な審査もなく、詐欺・脱税・マネーロンダリング等の犯罪が物凄く多い。

・(ICO による資金調達が多くなれば、ICO プラットフォームになっている仮想通貨も需要が増え暴騰すること)

また、仮想通貨の暴騰もマネーロンダリングの他にビットコインが ICO の資金調達に使われたことも理由の一つである。ICO 資金調達の例としては Zaif 取引所・mijin プライベートブロックチェーンによる内部勘定技術ワンストップ提供・サポートサービスによるトークン技術 (COMSA・CMS トークン) の販売があるが、100 億円以上の資金調達になり話題になった。

時価 580 億円という史上最大の盗難事件にあったネム (XEM) も日本初 ICO プラットフォーム資金調達 COMSA のベースの 1 つである。『2017 年の初めのネムは 1XEM が約 0.4 円だったのが 2017 年末には約 216 円である。1年で約 540 倍』になった。ネム (XEM) がこのように高騰したのは ICO プラットフォームになっていたためと考えることもできる。仮想通貨取引所 Zaif が発行している仮想通貨 ZAIF トークンは暗号通貨 *CounterParty* を使用している。CounterParty にはビットコインのブロックチェーンを使い、オリジナル暗号通貨を作成できる機能がある。イーサリアム (Ethereum) はブロックチェーンに契約情報を記述し、書き込まれた内容が実行されるように設定し契約を執行する時の複雑さに応じた金額を支払う機能を持つ。Dapp 及びスマート・コントラクトを実現するためのプラットフォームであり、任意のプロジェクトがイーサリアムのプラットフォーム上で動作が可能のため ICO のベースになることも多い。予測市場を Ethereum 上で実現する Augur 等のプロジェクトが発足している。イーサリアムのブロックチェーンを稼働させるソフト・アプリを開発する目的で設立された企業コンセンシスが、2016 年に世界 4 大監査法人の一つであるデロイト トウシュ

ーマツと技術提携して、イーサリアムのプラットフォームを基礎にした銀行を作る予定がある。

発行した独自通貨（トークン）は市場に公開することで資金調達ができる。株の上場で資金調達をしようとしても厳しい審査基準が設けられている。しかし、トークンの発行には審査はない。簡単に不特定多数のさまざまな人から広く資金調達ができるのがトークンのメリットであるが、杜撰な管理リスクがデメリットになる。

前述のようにブロックチェーン・アプリ開発企業コンセンシスが監査法人デロイトトウシュートーマツと技術提携したように業者側でも対応を検討しているが、仮想通貨の会計基準・監査基準は未だに整備されておらず、不明な点が多い。仮想通貨の会計基準・監査基準の整備が強く求められる。

システム障害による機会損失、災害や不正アクセス、情報のバックアップ体制、個人情報の漏洩やハッキングを防ぐ等セキュリティを構築する。しかし、経済産業省管轄国家資格「システム監査技術者」、国際機関でもある情報システムコントロール協会（ISACA）主催「公認情報システム監査人（CISA）」、一般社団法人日本内部監査協会の民間資格「情報システム監査専門内部監査士」の法的な役割及び地位は明確化されていない。

このように仮想通貨の会計・監査・システム管理は整備されておらず基準の確立が求められる。

また、『仮想通貨は日本では有価証券とされていないため仮想通貨の事件に投資者の保護を目的とした金融商品取引法が適用できない。会社法の適用も難しい。けれども、仮想通貨・ICO 等にエンジェル税制を適用できる等税制を改正すれば税務当局も関与でき、不正防止・投資家保護に役立つ。』税法の改正も必要になる。

6.『特定の中央管理者を持たない仮想通貨が、金融機関や金融システム、税制・税務の常識を変えること』
「国内大手仮想通貨取引所 Zaif でシステム障害が発生し 1BTC が 0 円と表示される事件がおきている。この事件では一部のユーザが 21 億 BTC（時価約 2,200 兆円）を 0 円で購入、20 億 BTC を売り注文に出している。データの修正で未遂にはなったが、約 2200 兆円の売買が成立し、世界中に混乱が広がるどころだった。」

Coincheck から 5 億 2300 万 XEM（盗難時時価約 580 億円）盗まれた事件ではホワイトハッカーが活躍した。ホワイトハッカーとは善意でハッキング技術を駆使する専門家のことで、コインチェック事件では（通称"みなりん"）が、モザイク（簡単な文字列）と呼ばれるタグ（ふせん）を流出当日にハッカーの口座にマーキングし、犯人を追跡できる状況を作ったと言う。しかし、このような民間の善意だけでは犯罪を防ぐことは困難である。

『このため、税務当局にも仮想通貨の税務及び会計監査もさせることを望む。』

法人税法 22 条の 4 項の規定により法人税法では収益は公正ナル会計慣行に従って計算される。

「第二十二條 4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。」

法人税法 22 条 4 項により税務当局が仮想通貨を調査するのがよい。金融商品取引法及び会社法の法定監査を受けない仮想通貨取引所が存在する。このような仮想通貨取引所を精査できるのは税務当局だけである。

また、『税務当局とホワイトハッカーがネット上で情報を共有し連携することは投資者保護にも役に立つ。』

『日本も国際化し、仮想通貨は国境を超え、犯罪も多発する。このため、監査は重要になる。』

『IT 化で余る税務当局の人材に仮想通貨の監査もさせるのがよいと考える。』

・安河内誠税務大学校研究部教育官も次のように述べている。 平成 29 年 6 月草稿

税務大学校論叢第 88 号「仮想通貨の税務上の取扱いー現状と課題ー（国税庁ホームページより）

「技術の進展により決済手段が多様化していくことに加えて、社会の構造や金融のあり方も大きく変化している。「仮想通貨のように国境という概念にとらわれないサービスが大きく発展すると、国単位での課税が立ち行かなくなる可能性もある。」「納税者による計算を信頼することを前提とし、税務調査によってそれが正しいことを担保するという申告納税制度も再考が求められる。例えば、仮想通貨の価値の移転に低率の税を課し、納付までをプログラムにより実行できるような仕組みがあれば、所得課税における損益計算は必要なくなる、といったことも考えられる。特定の中央管理者を持たない仮想通貨のシステムが、従来の金融機関や金融システムのあり方や考え方を大きく変えているように、税制・税務においても、従来の考え方の延長線上では対応が困難であることを示唆しているとも思える。税制を含め、各種制度のあり方、大きくいえば国のあり方、国とその構成員である国民との関係がいかにあるべきか、ということが問われているようにも感じられる。」

上記の記載からもわかるように、時代は今、大きく変わろうとしている。IT 技術も飛躍的に進化する。何の裏付けも無くネットの人気投票で乱高下する仮想通貨の時価評価は、悩ましく、難しい。

『仮想通貨の基礎となっているブロックチェーンのように会計・税務の関係者がネットで繋がることで、相互に検証することが求められる。税務当局にもこのネットの相互検証に繋がることを望む。』